

論点に関する検討課題等

「7 弁護人による援助」について

第7 弁護人による援助

1 再審請求審又はその準備段階における国選弁護制度を創設するか

[検討課題]

(1) 制度を創設することの必要性

- 通常審において国選弁護制度が設けられており、被疑者・被告人は公費負担で弁護人の援助を受けることができること、再審は非常救済手続であること、再審請求事件のうち本格的な審理を要するものは一部にとどまることを踏まえ、再審請求審又はその準備段階において、公費負担で弁護人を付すことの必要性について、どのように考えるか。

(2) 制度を創設することの相当性

- 再審請求は、同一の理由によるものでない限り、何度もすることができ、実際に同一の者が繰り返し再審請求をする例も見られる中で、再審請求者に公費負担で弁護人を付すことは、公費支出の適正さの観点から相当性に疑問があるとの指摘について、どのように考えるか。
- 再審請求の準備段階においては、再審請求の理由も明らかでないことから、裁判官において、再審の請求をしようとする者に国選弁護人を付すか否かを適切に判断することは困難であるとの指摘について、どのように考えるか。

(3) その他

第7 弁護人による援助

2 再審請求審又はその準備段階における弁護人等との接見交通に関する規律を設けるか

[検討課題]

(1) 規律を設けることの必要性

- 受刑者・死刑確定者と弁護人等との面会について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において規律が定められている中で、別途規律を設けることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 秘密面会を一律に認めることの相当性

- 受刑者・死刑確定者と弁護人等との秘密面会を一律に認めることとすると、刑事施設の規律・秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施、死刑確定者の心情把握等に支障が生じるとの指摘について、どのように考えるか。

(3) その他